

令和6年5月23日

令和6年度第2回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第2回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則の改正及び特定個人情報等取扱に係る要領等の制定について
- 第3号 指導上の措置について【非公開】
- 第4号 松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第5号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
- 第6号 史跡小笠原氏城跡整備委員会の設置について
- 第7号 松本市博物館協議会への諮問について【非公開】

[報告]

- 第1号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について
- 第2号 青少年のひきこもり対策事業の実施結果について
- 第3号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第4号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業について
- 追加 第5号 高綱中学校における事故について

[その他]

議案第 2 号

松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則の改正及び
特定個人情報等取扱に係る要領等の制定について

1 趣旨

令和6年6月から開始する特別支援教育就学奨励費及び就学援助費の支給事務に係る個人番号利用に関して、必要な規則等を制定・改定を行うことについて協議するものです。

2 概要

(1) 条例施行規則の改正

ア 内容

令和6年5月市議会臨時会において松本市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第67号）（以下「条例」という。）の改正が行われたことから、条例に規定されている教育委員会規則を改正します。

イ 規則名

松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則

ウ 改正内容

(ア) 特別支援教育就学奨励費の支給対象に私立学校を加え、要綱の名称を改めたことに合わせ、「松本市立小、中学校」の次に「等」を加えるもの

(イ) 条例別表第1に掲げる事務が追加されたことから、第8項を第10項に、第9項を第11項に繰り下げるもの。

エ 新旧対照表

別紙1のとおり

オ 施行期日

公布の日

(2) 取扱要領等の制定

ア 内容

個人番号を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関し、特定個人情報等の取得、収集・保管及び削除・廃棄等の各段階において共通する留意事項及び安全管理措置について定めるものです。

イ 規程名

(ア) 松本市教育委員会特定個人情報等取扱要領

(イ) 学校教育課における特定個人情報等取扱規程

ウ 取扱要領等（案）

別紙2及び別紙3のとおり

エ 施行期日

規則の公布の日

担当 学校教育課 課長 清沢 卓子 電話 33-9846

松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則（令和 5 年教育委員会規則第 2 2 号）

新旧対照表

改正前	改正後
松本市教育委員会個人番号の利用に関する 条例施行規則 令和 5 年 1 0 月 1 9 日 教育委員会規則第 2 2 号 （略） （条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 2 条 条例別表第 1 第 8 項の教育委員会規則で定める事務は、松本市立小、中学校特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成 5 年告示第 2 5 9 号）第 4 条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 2 条例別表第 1 第 9 項の教育委員会規則で定める事務は、松本市就学援助費支給要綱（平成 5 年告示第 2 6 0 号）第 4 条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 （略）	松本市教育委員会個人番号の利用に関する 条例施行規則 令和 5 年 1 0 月 1 9 日 教育委員会規則第 2 2 号 （略） （条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 2 条 条例別表第 1 第 <u>1 0</u> 項の教育委員会規則で定める事務は、松本市立小、中学校<u>等</u>特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成 5 年告示第 2 5 9 号）第 4 条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 2 条例別表第 1 第 <u>1 1</u> 項の教育委員会規則で定める事務は、松本市就学援助費支給要綱（平成 5 年告示第 2 6 0 号）第 4 条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 （略）

松本市教育委員会特定個人情報等取扱要領

令和 年 月 日
教育委員会訓令甲第 号

(趣旨)

第1条 この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 教育委員会における特定個人情報等の取扱いについては、松本市特定個人情報等取扱要領（平成30年訓令甲第4号）を準用する。この場合において、第3条中「総務部長」とあるのは「教育次長」と、第5条中「行政管理課長」とあるのは「教育政策課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

学校教育課における特定個人情報等取扱規程

令和6年 月 日
教育委員会訓令乙第 号

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号。以下「法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年。以下「ガイドライン」という。）、松本市個人情報保護条例（平成30年条例第2号。以下「条例」という。）、松本市教育委員会特定個人情報等取扱要領（令和 年教育委員会訓令甲第 号。以下「取扱要領」という。）、松本市における個人番号関係事務に関する特定個人情報取扱規程（平成27年訓令乙32号。以下「取扱規程」という。）及び松本市情報セキュリティポリシー対策基準（平成29年。以下「対策基準」）に定めるところにより、学校教育課における個人情報および特定個人情報（本訓令第二条以下に定められたもの。以下特定個人情報等とする）の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報等の取得、収集・保管及び削除・廃棄の各段階において共通する留意事項及び安全管理措置について定めることを目的とする。なお、特に特定個人情報を含まない個人情報の取扱いについては、特定個人情報の取扱いを参考に、同等の保護措置を講ずることに努めるものとする。

2 学校教育課における特定個人情報の取扱事務は、以下とする。

取扱根拠法令	内容
法別表第2の37の項の主務省令で定める事務に基づく独自利用条例「松本市個人番号の利用に関する条例」（平成27年条例第67号）の別表1の第10の項目	松本市立小、中学校並びに市内の私立小、中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）で、特別支援学級に就学する児童等及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童等の保護者の経済的な負担を軽減するため支給する就学奨励費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査に関する事務
法別表第2の106の項の主務省令で	教育基本法（平成18年法律第120

定める事務に基づく独自利用条例「松本市個人番号の利用に関する条例」（平成27年条例第67号）の別表1の第11の項目	号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学援助費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査に関する事務
---	---

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 情報資産 個人情報、特定個人情報に加えて、個人情報を含まない情報を管理している帳票や電子データ、システムとその関連書類、媒体等をいう
- (7) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (8) 個人番号関係事務 法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (9) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (10) 保護責任者 取扱要領第4条に規定する特定個人情報の保護責任者をいう。
- (11) 監査責任者 取扱要領第5条に規定する監査責任者をいう。
- (12) 事務取扱担当者 取扱要領第6条に規定する事務取扱担当者をいう。
- (13) 管理区域 特定個人情報を管理する区域をいう。
- (14) 取扱区域 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域とする。

（特定個人情報の範囲）

第3条 個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び特定個人情報ファイルの名称は、次のとおりとする。

- (1) 申請者から提出を受けた個人番号利用に関する同意書等
- (2) 法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し
- (3) その他個人番号と関連付けて保存される情報

2 前項各号に該当するか否かは、保護責任者が決定する。

（本事務における安全管理措置に関する責任者）

第4条 学校教育課長を本事務で取り扱う特定個人情報の保護責任者とし、本事務における個人情報の安全管理措置の全ての責務を負い、法、ガイドライン、条例、対策基準、取扱要領及び本規程に示すセキュリティに従って安全管理を実施するものとする。

2 学校教育課職員及び保護責任者が指名した職員を本事務で取り扱う特定個人情報の事務取扱担当者とし、以下に定める。

内容	担当者
就学奨励費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査に関する事務	学校教育課事務分掌に記載された者 その他業務遂行に関連し、保護責任者より指名された者
就学援助費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査に関する事務	学校教育課事務分掌に記載された者 その他業務遂行に関連し、保護責任者より指名された者

（保護責任者の情報資産取扱手順の策定）

第5条 保護責任者は、課室における個人情報ファイルの取扱いを明確にするため、情報資産取扱手順を策定し、必要に応じて業務マニュアル等で補完する。

2 情報資産取扱手順は、原則として次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定める。具体的に定める事項については、ガイドライン別添の特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）に記述する4つの安全管理措置を含むこととする。

- (1) 取得する段階
- (2) 利用を行う段階
- (3) 保存する段階
- (4) 提供を行う段階
- (5) 削除・廃棄を行う段階

3 個人番号利用事務の場合、原則として、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくものとする。

- (1) 住民等からの申請書を受領する方法（本人確認、個人番号の確認等）

- (2) 住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法
 - (3) 個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法
 - (4) 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法
 - (5) 申請書及び本人確認書類等の保存方法
 - (6) 法定保存期間を経過した書類等の廃棄・削除方法
- (特定個人情報保護評価)

第6条 保護責任者は、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書に宣言する。

(事務取扱担当者への教育訓練等)

第7条 保護責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2 保護責任者は、法第29条の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第32条に基づくサイバーセキュリティの研修について、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。

- (1) 研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。
- (2) 研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとする。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね1年ごとに研修を受けさせるものとする。

(必要かつ適切な監督)

第8条 保護責任者は、特定個人情報がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第9条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取得、利用、収集・保管、提供、削除・廃棄及び委託処理等、特定個人情報を取り扱う業務に従事する際、法、条例、対策基準その他関連法令等及び保護責任者の指示した事項に従い、具体的に命令され、

又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、懲戒処分の対象となることを認識した上で、その業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、法に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに保護責任者に報告するものとする。
- 3 事務取扱担当者は、保護責任者が措置するこの規程を遵守させるための教育を受けなければならない。なお、教育の内容は、保護責任者が定める。

(運用状況の記録)

第10条 運用状況を確認するため、次の各号の項目につき、利用実績等を記録する。

- (1) 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 管理区域・取扱区域
- (4) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (5) 事務取扱担当者の特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムの利用状況の記録

(取扱状況の確認手段)

第11条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に次の各号を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 利用目的
- (3) 削除・廃棄状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う管理区域の場所
- (5) 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する取扱区域の場所

(情報漏えい等事案への対応)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその恐れがある事案が発覚した場合は、情報セキュリティに関する統一的な窓口（以下「窓口」という。）及び保護責任者へ報告し、保護責任者は窓口の指示に従い次の措置を講ずるものとする。

- (1) 組織内における報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

(6) 事実関係、再発防止策等の公表

(7) 個人情報保護委員会への報告

(監査、点検及び訓練等による取扱状況の検証)

第13条 保護責任者は、監査責任者より承認を受けた計画等に基づき実施される監査、点検及び訓練等により、特定個人情報の適正な取扱いその他法令等の遵守状況について検証しなければならない。

(取扱状況の確認及び安全管理措置の見直し)

第14条 保護責任者は、前条の監査、点検及び訓練等の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第15条 管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講ずる。

(1) 管理区域 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

(2) 取扱区域 事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第16条 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う機器(機器の内部に特定個人情報等を保存しない場合を除く。)、電子媒体及び書類等は、施錠できる場所に保管する。

(電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止)

第17条 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち運びは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、持ち運びとは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域へ移動させること及び外へ移動させることをいう。

(1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

(2) 行政機関等への法定調書の提出等、個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

(3) 取得段階において管理区域又は取扱区域へ特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を移動する場合

(4) 利用・保存・削除・廃棄段階において管理区域又は取扱区域から特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を移動する場合

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、必要に応じ、次の各号における安全策を講ずるものとする。

(1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

- ア 持出しデータの暗号化
- イ 持出しデータのパスワードによる保護
- ウ 施錠できる搬送容器の使用
- エ 追跡可能な移送手段の利用

(2) 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

- ア 封かん、目隠しシールの貼付

(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)

第18条 特定個人情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は、次のとおりとする。

(1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不可能な状態までの裁断、焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

(2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

(3) 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。

(4) 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間が経過する日が属する年の末日までに個人番号を削除する。

(5) 個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間が経過する日が属する年の末日までに廃棄をするものとする。

2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。

(情報漏えい等の防止)

第19条 特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい及び情報システムに保存されている特定個人情報の情報漏えい等を防止するものとする。

(特定個人情報の適正な取得)

第20条 特定個人情報等の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第21条 職員から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を

取り扱う事務の範囲内とする。

（特定個人情報の取得時の利用目的の通知等）

第22条 特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、通知の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、公表の方法については、書面の掲示、ウェブサイトでの公表等適切な方法によるものとする。

2 利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

（個人番号の提供の要求）

第23条 第3条に定める事務を処理するために必要がある場合に限り、本人に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第24条 第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第25条 法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、申請者に特定個人情報の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集制限）

第26条 第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

（本人確認）

第27条 法第16条に定める各方法により、申請者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行う。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行う。

（個人番号の利用制限）

第28条 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて申請者の特定個人情報を利用してはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第29条 特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の保管制限)

第30条 特定個人情報は、第3条に定める事務の範囲を超えて保管してはならない。

- 2 第3条に定める事務における個人番号を記載する書類等の保存期間は7年とする。保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、個人番号をシステム内においても保管することができることとする。

(特定個人情報の提供制限)

第31条 法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の廃棄・削除)

第32条 第3条に定める事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。これらの書類等に記載された個人番号については、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、定められている保存期間を経過した場合には、特定個人情報を速やかに廃棄又は削除するものとする。

(委託先における安全管理措置)

第33条 第3条に定める事務の全部又は一部を委託する場合には、当市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、ガイドラインの各論第4-2-(1) 委託の取扱いに示す必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 委託先は、当市の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか必要な事項及びこの規程により難い事情があると認められるときの取扱いは、法、個人情報保護法等の法令及びガイドラインに従うものとし、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

教育委員会資料
6. 5. 23
文化財課

議案第 5 号

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

1 趣旨

松本市が特別名勝及び特別天然記念物上高地の管理団体に指定されることに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

アルプスリゾート整備本部長に補助執行させる事務を規定する第7条を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

松本市が特別名勝及び特別天然記念物上高地に係る管理団体の指定を受けた日



担当	文化財課
	西部4地区担当
課長	遠藤 守
電話	94-2304

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（昭和４３年教育委員会規則第７号）新旧対照表

改正前	改正後
○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則 昭和４３年３月２６日 教育委員会規則第７号 (略)	○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則 昭和４３年３月２６日 教育委員会規則第７号 (略) （アルプスリゾート整備本部職員に補助執行させる事務） 第７条 アルプスリゾート整備本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1) アルプスリゾート整備本部長に補助執行させる事務 特別名勝及び特別天然記念物上高地の管理団体（文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）に規定する管理団体をいう。）として行う事務 (2) アルプスリゾート整備本部職員（本部長を除く。）に補助執行させる事務 アルプスリゾート整備本部長に補助執行させる事務の補助事務

議案第 6 号

史跡小笠原氏城跡整備委員会の設置について

1 趣 旨

令和5年度に策定した史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく整備事業を実施するに当たり、保存活用及び整備に関する事項等を検討するため、史跡小笠原氏城跡整備委員会を設置することについて協議するものです。

2 委員会の概要

(1) 名称

史跡小笠原氏城跡整備委員会

(2) 委員会の構成

委員10人以内

(3) 任期

委嘱の日から2年

3 設置要綱（案）

別紙のとおり

4 施行日

教育委員会議決の日

5 今後の予定

委員の委嘱について、あらためて教育委員会に諮ります。



担当 文化財課

課長 田多井 用章

電話 34-3292

松本市教育委員会告示第 号

史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡における保存活用、整備に関する事項等の検討を行う史跡小笠原氏城跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

報告第 1 号

松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

裏面のとおり

3 任期

委嘱の日から1年

4 根拠法令(抜粋)

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校長

(2) PTA関係者

(3) 松本市保健所関係者

(4) 学校給食課長

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 学校給食課

課長 百瀬 功三

電話 86-1130

令和6年度松本市学校給食食品等選定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等	備考
学 校 長	ごみょう かよ 五明 佳代	筑摩小学校 校長	副委員長
学 校 長	はまなか ひろし 濱中 浩	高綱中学校 校長	
P T A関係	はら あやこ 原 綾子	松本市P T A連合会副会長	
松本市保健所関係者	まるやま あやね 丸山 彩音	松本市保健所保健予防課管理栄養士	
学校給食課長	ももせ こうみ 百瀬 功三	学校給食課課長	委員長
教育委員会が必要と認める者	なるせ ゆうこ 成瀬 祐子	松本大学人間健康学部健康栄養学科専任講師	
//	てらだ のりこ 寺田 紀子	芳川小学校栄養教諭	
//	とうほう えりな 東方 映里奈	岡田小学校栄養教諭	
//	おぎうえ ゆうこ 荻上 裕子	波田小学校栄養教諭	
//	ももせ はやひろ 百瀬 速宏	西部学校給食センター係長（調理員）	
//	しらさわ まさひこ 白澤 政彦	東部学校給食センター係長（調理員）	

報告第 2 号

青少年のひきこもり対策事業の実施結果について

1 趣旨

青少年のひきこもり対策を担当する青少年ホームが令和5年度に実施した事業について結果を報告するものです。

2 事業結果

(1) 実施事業

ひきこもりに関する研修会を開催（全5回）

(2) 対象者

当事者及び家族、支援者、その他一般

(3) 実績

別紙1のとおり

(4) 成果

ア 不登校児童生徒の保護者から進路相談の希望があり、学校教育課学校支援室につなげました。

イ 中信地区不登校ひきこもりネットワークとの連携により、不登校児童生徒、保護者の会の居場所冊子「ここなら」を参加者へ配布・情報提供しました。

ウ 講演やグループワークから、講師や参加者同士のひきこもりに関する情報交換を行うことができ、リピーター参加につながりました。

(5) アンケート結果（研修会全体の感想 大変・おおむねよいと回答した参加者の割合）

第1回支援研修会 84%、第2回支援研修会 77%

第1回語り合う会 85%、第2回語り合う会 92%

(6) 分析（参加者からのアンケート結果より）

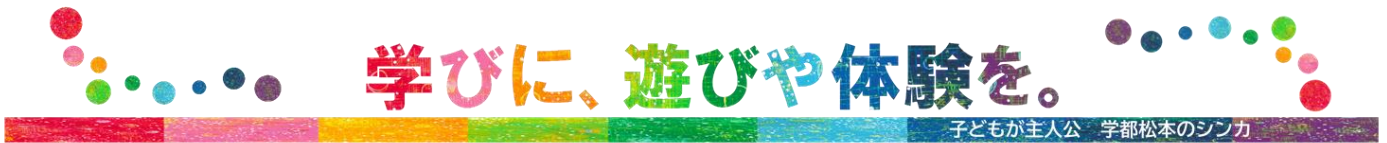
ア 継続開催の要望が多数あり、予想以上に、ひきこもりに対し苦しんでいる当事者や家族が多いことが分かりました。

イ 講演だけでなく、参加者同士の交流や意見交換の要望も多かったため、9月・3月開催の研修会は、講演に併せて講演内容に関する参加者同士のグループワークを開催しました。参加者は、自分の意見や悩みを他の参加者に話したい、相談したいという欲求があり、話すことでひきこもりからのストレスが緩和され、共感することにより安心感を得られ、ひきこもりから回復するヒントを得ることができると感じました。

3 今後の取組みについて

ひきこもりからの回復には時間を要するため、令和6年度以降も引き続き、講演会や語り合う会を開催します。（別紙2参照）

担当	生涯学習課
課長	廣田 圭男
電話	32-1132



ひきこもり支援事業（ひきこもりに関する研修会）の開催について

1 開催内容

- ・ 全国のひきこもり人口は146万人と、令和5年3月末日に厚生労働省で推計・公表された通り年々増加しており、学校ではいじめ、学力不振等による不登校、職場ではパワハラ、業績不振、いじめ、無気力等による退職が、ひきこもりの原因になっていると推測される。現在「80・50問題」を含め、社会問題になっている。
- ・ 研修会では、ひきこもりの基礎知識（自己防衛のための一時避難行為であり、悪いことではないこと等）を学んだり、ひきこもり体験者からの体験談を伺うことにより、当事者の気持ちを理解し、当事者との接し方（話を傾聴する、話の内容を否定しない、自分の価値観を押し付けない等）を学習し、グループワークを通して、ひきこもりの人を支援できるよう、参加者同士の意見交換や学びの場として、研修会を実施するもの。
- ・ 参加対象者は、当事者及び家族、支援者、一般市民
- ・ 講師謝礼は、青少年ホーム事業費 報償費予算より支出

2 令和5年度実績

開催日時、会場	事業名・内容	講師名	参加者数
令和5年5月20日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第1回ひきこもり支援研修会 （ひきこもりの基礎知識、当事者の体験談）	中野 和郎 さん （長野県精神保健福祉センター）	85
		高橋 泰宏 さん （NPO法人 子ども・若者サポート はみんぐ）	
令和5年6月10日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第2回ひきこもり支援研修会 （ひきこもり・就労支援団体の活動紹介、松本市 の取組み、グループワーク）	横山 久美 さん （NPO法人 ジョイフル 理事長）	71
		野口 典宏 さん （松本市福祉政策課課長補佐）	
令和5年8月10日（木） 13時～15時 松本市なんなんひろば 会議室4	けん玉体験会 （NPO法人ジョイフルとの共催事業 ひきこもりの若者、子どもたちを対象とした 居場所事業）	山崎 浩幸 さん（松本市職員）	6
令和5年9月2日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第1回ひきこもりについて語り合う会 （当事者の気持ち・講演を踏まえたグルー プワーク）	草深 将雄 さん （当事者団体h a n p o 代表）	26
		浅地 真帆 さん （当事者団体h a n p o 副代表）	
令和6年3月2日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第2回ひきこもりについて語り合う会 （うつとひきこもりとの関連の講演を踏まえた グループワーク）	長谷川 洋 さん （うつりカバリーエンジン 代表）	31
		青木 良樹 さん （うつりカバリーエンジン 副代表）	
		合計	219

令和 6 年度開催予定（案）

開催日時	事業名・内容	講師名
令和6年8月3日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第1回ひきこもりについて語り合う会 ・ひきこもり支援の現場から「社会活動量低下者という概念」 ・活動量低下からの社会活動参加について考える。 ・講師のお話を踏まえたグループワーク	若林 美輪さん、上兼 裕さん (NPO法人 グランド・リッシュ)
令和6年8月8日（木） 13時～15時 松本市なんなんひろば 会議室 4	けん玉体験会 ・NPO法人ジョイフルとの共催事業 ・ひきこもりの若者、子どもたちを対象とした居場所事業	山崎 浩幸 さん（松本市職員）
令和6年10月19日（土） 14時～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	講演会 ・「ひきこもりの理解と支援 一当事者の視点から」 ・高校生の時から30代まで断続的にひきこもりを体験した講師より、当事者の立場からお話をいただく。	林 恭子 さん (一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事 東京都在住)
令和7年3月1日（土） 13時30分～16時 松本市なんなんひろば 大会議室	第2回ひきこもりについて語り合う会 ・約10年前から、地元のひきこもり当事者を支援する「学び舎」を主宰している講師より、支援活動内容について講演いただく。 ・講師のお話を踏まえたグループワーク	有賀 和枝 さん (駒ヶ根市 合同会社夢倶楽部しらかば 所長)

報告第 3 号

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員のうち関係行政機関の代表として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

新村 芳男 松本市公民館長会

3 委嘱予定者

梶山 三男 松本市公民館長会

4 任期

まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱第5条に基づき、前任者の残任期間の令和6年9月30日までとします。

5 根拠法令等（抜粋）

(1) 文化財保護法

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

(2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱

（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化財所有者

(2) 地域住民代表者

(3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表

- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。



担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	32-3292

まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿（案）

任期：令和４年１０月１日から令和６年９月３０日まで

１ 委員（会長◎、副会長○）

区分	氏名	所属等	備考
文化財所有者	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥秀	牛伏寺副住職	継続
地域住民代 表者	はら かつみ ○ 原 勝美 ○	今井地区文化財委員会	継続
	ありま まさとし 有馬 正敏	松本市地域文化財連絡協議会	継続
特定非営利活 動法人等関係 団体の代表	やまもと けいこ 山本 桂子	新まつもと物語プロジェクト	継続
	たかまつ のぶゆき 高松 伸幸	ココブラ信州実行委員会代表	継続
商工・観光 関係団体の 代表	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合	継続
	せ はらだ ひさひで 瀬原田 久英	（一社）松本観光コンベンシ ョン協会事務局	継続
関係行政機 関の代表	ば ば しんいちろう 馬場 伸一郎	長野県県民文化部文化振興課	継続
	かじやま みつお 梶山 三男	松本市公民館長会	新規 R6.4.1 から
有識者	ごとう よしたか ◎ 後藤 芳孝 ◎	松本市文化財審議委員会	継続
	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	継続
	まきやま けいいち 巻山 圭一	松本大学教職センター	継続

２ 関係課

お城まちなみ創造本部
地域づくり課
観光プロモーション課
文化振興課
生涯学習課・中央公民館
博物館

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業について

1 趣旨

標記整備事業の完了に伴い、整備内容について報告するものです。

2 指定年月日

大正 11 年 3 月 8 日 天然記念物「安曇村噴湯丘及球状石灰石」

昭和 27 年 3 月 29 日 特別天然記念物

昭和 32 年 7 月 31 日 名称変更「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」

令和 2 年 3 月 10 日 追加指定（指定地域を追加）

（参考）昭和 3 年 3 月 24 日 名勝及び天然記念物「上高地」

昭和 27 年 3 月 29 日 特別名勝及び特別天然記念物「上高地」

3 整備期間

平成 27 年度～令和元年度 保存活用計画策定

令和 2 年度～令和 5 年度 保存整備

4 保存整備事業費

35,120 千円（令和 2 年度～令和 5 年度）

歳出内訳 工事請負費 17,930 千円

委託料 16,500 千円

その他 690 千円

財源内訳 国補助 16,810 千円

県補助 850 千円

過疎債 8,800 千円

一般財源 8,660 千円

5 保存整備事業内容

(1) 工事

散策路（観察デッキ等）、安全柵、駐車場、案内板、指導標

(2) 委託

保存活用推進支援、測量、設計、支障木伐採等

(3) ソフト事業

展示整備（観光案内所）、リーフレット及び解説動画の制作

普及啓発（R2～R5 計 18 回 延べ参加人数 220 名）

6 今後の取り組み

(1) 一般向け、地元小学校向けの見学会を企画していきます。

(2) 白骨温泉まちづくり委員会を通じて、地元と連携していきます。



担当	文化財課	西部 4 地区担当
課長	遠藤 守	
電話	94-2304	



国特別天然記念物

白骨温泉の噴湯丘と 球状石灰石の魅力



白く奇妙な石と温泉の深い関係

白骨温泉一帯には、写真のような白い石がたくさんあります。この石は、当温泉の白いお湯に含まれる成分で作られているんです。

その成分って、いったいどんなもの？

噴湯丘、球状石灰石ってなに？

このリーフレットをお読みいただくと、当温泉地の他にない魅力が見えてきます。



昔は大量の温泉水が大地を流れ下っていた
みどころ：湯量の多さを知る「石灰華の堆積」

石灰華の堆積が物語ること



白骨温泉では、白い奇妙な形の石、石灰華が大量に堆積しています。その厚さ、広がりが物語るのは、かつてこの地にどれほどの量のお湯が湧いていたか、ということ。

おそらく数千年前、この白骨温泉一帯で、あちらこちらから大量のお湯が湧き出し、地表を流れ下っていたと考えられます。

石灰華の堆積量は、国内随一

白骨温泉を流れる湯川沿いの鬼ヶ城^{おにがじょう}と呼ばれる奇景付近では、厚さ30mに達する石灰華の岩壁が見られます。また、白骨温泉一帯の石灰華の分布面積は14.7haと広大で、堆積量は日本最大の規模です。当地一帯でよく見られる白く穴が目立つ石は、すべて石灰華です。



湯川沿いの崖



観察デッキ手前



道路の脇



観察デッキから



噴湯丘の成り立ち

みどころ：噴湯丘を見渡す「観察デッキ」、
間近に観察できる「観察路」

噴湯丘は、温泉水の噴出口にできる

温泉水が噴き出す穴（噴出口）の周りに温泉成分（炭酸カルシウム）が石灰華として固まって、こんもりとした形になったもの、これが噴湯丘です。

白骨温泉では、たくさんの噴出口が今でも観察でき、それが噴湯丘であるということを示しています。

これだけたくさんの噴湯丘がまとまってみられるのは全国的に珍しいのです。



噴湯丘



観察デッキ



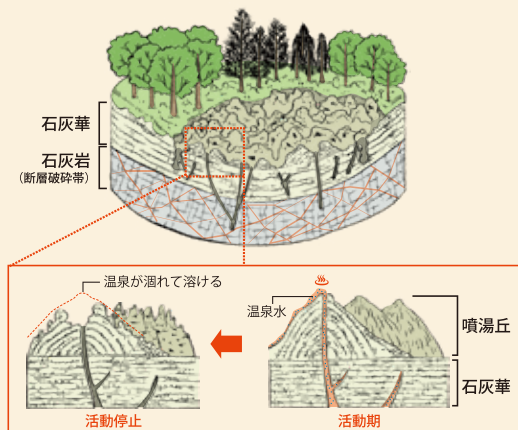
観察路

噴湯丘や噴出口が観察できるよう、令和5年度に観察デッキ、観察路を整備しました。

いま、みられるのは噴湯丘の“跡”

本来、噴湯丘はもともと釣鐘型だったと考えられます。時間の経過とともに、泉源（温泉水の噴出場所）の変化や、長年の雨などによって侵食、溶食を受け、現在の姿になりました。

こうして、観察デッキから見渡せるようなとても複雑な地形になりました。





ここが重要！

信州大学 大塚 先生

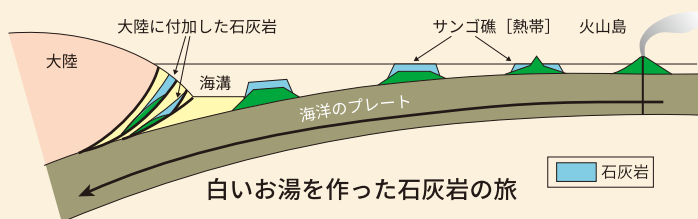
「石灰岩の旅と白骨温泉の白いお湯」

白骨温泉の白いお湯、そして特別天然記念物「噴湯丘」と「球状石灰石」は、なぜ今こ
だけで見られるのでしょうか。そこには2億年を超える石灰岩の旅の物語があります。

■サンゴ礁で生まれた石灰岩の長い旅■

今からおよそ2億数千万年前、古生代の赤道付近では、火山島の周りにサンゴ礁が発達して
いました。サンゴ礁に生育していた石灰質の骨格を持つサンゴや紡錘虫（フズリナ）など
の骨格が堆積して作られたのが石灰岩です。

地球の表面の硬い岩石からなる部分はプレートとよばれており、年間数cm程度の速度で移
動しています。サンゴ礁で生まれた石灰岩もプレートに乗って移動し、中生代に大陸の縁に
ある海溝に達しました。その時、石灰岩の一部は、海溝の背後にある大陸の縁に付加して
くっつきます。およそ1億数千万年前のことです。こうして熱帯から長い旅をしてきた石灰
岩は、いったんユーラシア大陸の一部となりました（図 白いお湯を作った石灰岩の旅）。



■日本列島形成後の隆起と温泉■

サンゴ礁起源の石灰岩が大陸の一部となって1億年以上経った新生代、今度はユーラシア
大陸の東の縁が分離して、日本列島の原型が生まれました。その部分に石灰岩が含まれてい
たのです。日本列島には太平洋プレートなどによって圧縮力が働き、大地は隆起して山が
ちとなります。石灰岩も持ち上げられて、白骨温泉付近に露出することとなりました。

白骨温泉付近には乗鞍岳や焼岳などの活火山があって、地下の浅いところまでマグマが上
昇してきています。山に降った雨水は地下に浸透して、マグマの熱で温められて温泉にな
りました。

ただ、白骨温泉の白いお湯のでき方にはさらに説明が必要です。

■断層破碎帯から白いお湯が■

前に述べたように日本列島には常に圧縮力がはたらいているので、しばしば地層や岩石が
ずれて断層ができます。断層が動くとき強い力でかたい岩石がこわれ、すきまが多く水が通
りやすい「断層破碎帯」が作られます。

白骨温泉ではこの破碎帯が石灰岩中に作られており、破碎帯を通る温泉水に石灰岩からカ
ルシウムイオンが溶け出します（2ページの図）。温泉水が地表に達すると、カルシウムイ
オンは水に溶けない炭酸カルシウムとなり、お湯の中に微細な炭酸カルシウムが浮遊する白
いお湯ができあがります。

地表に流れ出したお湯から炭酸カルシウムが沈澱したものが石灰華です。また、流れるお
湯の中で転がりながら成長すると「球状石灰石」ができます（6ページの図）。

古生代の熱帯のサンゴ礁で生まれた石灰岩は、長い時間をかけて
地球の表面を移動し、ユーラシア大陸の東縁部までやってきました。
石灰岩はさらに日本列島の中で地殻の変動にさらされ、やっと白骨
温泉の白いお湯を作ることになりました。

大塚 勉（信州大学特任教授）
信州を拠点として、プレートの
運動から活断層、さらに地質災
害を対象として地質学に取り組
んできた。



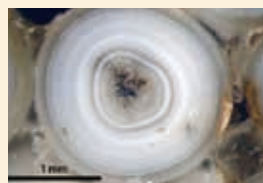
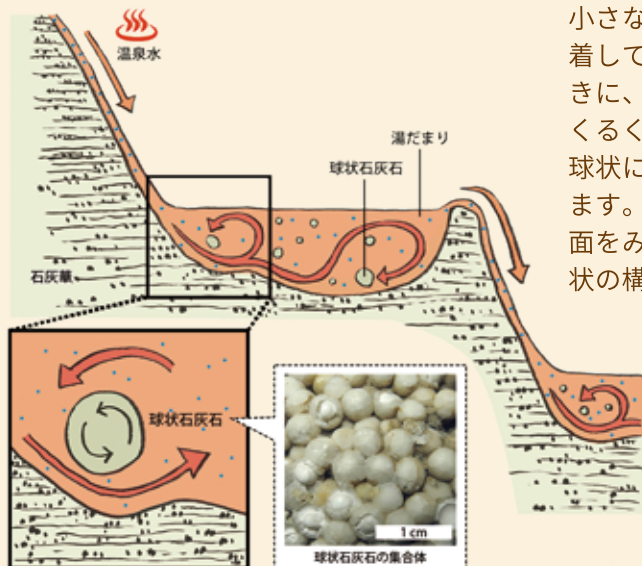
温泉でできるふしぎな丸い石

みどころ：球状石灰石を間近に観察する「観光案内所」

白骨温泉では、白くて丸い石、球状石灰石が見つっています。

このようなふしぎな石がどのようにしてできたのかというと、これもまた温泉水からなのです。

温泉水の湯だまりの中にあつた小さな石粒の周りに、石灰華が付着して固まっていきます。そのときに、お湯の流れによって石粒がくると回転することによって、球状になっていくと考えられています。そのため、球状石灰石の断面をみると縞模様のような同心円状の構造がみられます。



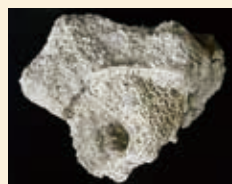
球状石灰石の断面
(同心円状の構造)



展示の様子

球状石灰石には、かなり整った球状のもの、いびつなもの、単独のものや集合体まで、様々な形状のものが発見されています。球の直径は1～10mm、最大では4cmのものも見つっています。

球状石灰石は観光案内所に展示されています。



様々な形状の球状石灰石
(左が単体、右が集合体)



特別天然記念物のみどころ

～白いお湯が生み出す奇妙な石、風景を見に行こう～



こんなところにも石灰華

～ぼこぼこした白い石をよく観察してみると～

観光案内所やその横の駐車場に積まれた白い石も石灰華です。よく観察すると石灰華の中に木の葉の化石を見つけることができます。これは温泉の湯だまりに落ちた葉に石灰華が付着したのちに、葉が朽ち果ててしまったものです。白骨温泉の湯舟も石灰華で覆われています。色々な石灰華をぜひ探してみてください！



＝白骨温泉の整備事業の経緯＝

白骨温泉では、噴湯丘などの文化財を案内する説明板の老朽化や文化財指定地の樹林化などによって、文化財の価値を十分に伝えることができない状態となっていました。そのため、令和2年度から令和5年度までの4年間、文化庁の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」補助金を活用して整備を行いました。

噴湯丘の成り立ちなどへの理解を深めるため、各所への案内板や観察デッキの新設、支障木や土砂の除去などを実施し、白骨温泉を訪れた皆さまに、白骨温泉に点在する文化財の魅力をご紹介できるようになりました。



大塚先生による白骨温泉の解説動画も是非ご覧下さい！



○ 動植物や岩石を採取する場合には、許可が必要です。

「文化財整備事業概要書」

制作 松本市教育委員会文化財課（西部4地区担当）
〒390-1592 長野県松本市安曇1061-1
TEL：0263-94-2304

教育委員会資料
6. 5. 23
学校教育課

報告第 5 号

高綱中学校における事故について

1 趣旨

高綱中学校の草刈り作業中に発生した物損事故について報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年5月2日(月) 午前10時頃 天候：晴れ

(2) 発生場所(位置図：別紙のとおり)

松本市大字島立4416-1 学校敷地内東側 柔剣道場付近

(3) 当事者及び被害の状況

ア 相手方 市内在住 男性(40代)

人身 なし

物損 車両後部ガラス1枚の損傷

イ 当方 高綱中学校 主査補

(4) 事故の状況

ア 当方職員が学校敷地内において刈払機を使用して草刈り作業を行っていたところ、跳ねた小石が駐車していた自動車に当たり、車両後部ガラスを損傷したもの

イ 昨年度に同様の事故があり、近くにある窓ガラスや自動車に当たらないようコンパネ等で飛散防止対策を行うよう徹底してきましたが、今回は、自動車があることは認識していたが、構造物に囲まれた場所の作業であり、飛散の可能性はないと本人の経験から判断し、飛散防止対策を怠ってしまったもの

ウ 学校敷地の除草ガイドラインにある、作業の事前周知を怠ってしまったもの

3 事故後の対応

(1) 教育長による厳重注意を行いました。

(2) 学校施設管理担当職員を緊急招集し、本人から事故について報告するとともに、基本的な事項の再確認をし、事故原因の追及と今後の対策を検討しました。

4 今後の対応

- (1) 相手方には、誠意をもって対応します。
- (2) 現場状況に応じた、具体的な安全作業の基準を再度、確認します。
- (3) 6月開催の安全研修（実地）にて、全職員で、作業前の確認事項等について実際に作業を行いながら確認し、安全に対する意識改革を徹底します。
- (4) 作業前に、その日の作業内容に基づいた具体的な安全対策を、学校内で確認してから作業を開始することを徹底し、正規職員によるブロック内の定期的な巡回指導を行います。
- (5) 次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当

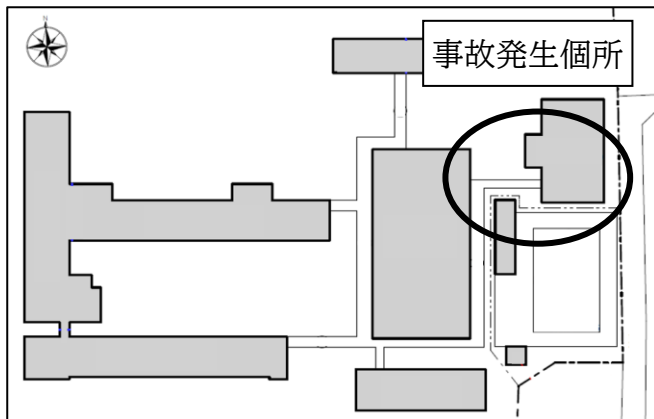
学校教育課

学校施設担当

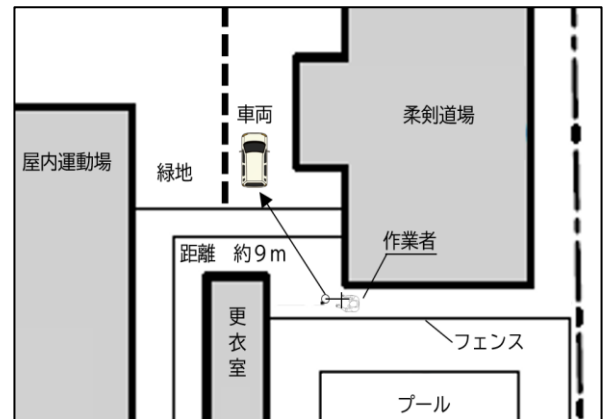
課長 西澤 弘

電話 33-9847

【高綱中学校 敷地位置図】



【拡大図】



【現場状況写真】



【被害車両 状況】

